

65歳になった方の市・道民税を

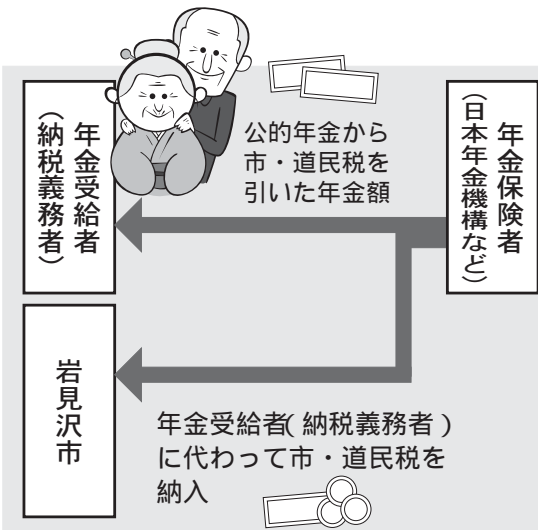
公的年金から特別徴収します

65歳以上の方の公的年金所得に係る市・道民税は、原則として特別徴収により納めることが地方税法で定められています。

今年度から新たに対象となる方は、10月に支給される年金から市・道民税の特別徴収を開始します。

年金特別徴収とは？

年金保険者(日本年金機構など)が、市・道民税を公的年金から引き落として、年金受給者(納税義務者)に代わり市・道民税を納める制度です。



年金特別徴収を開始する方

- 昨年の4月2日から今年の4月1日までの間に65歳になった方で、年金所得に係る市・道民税の納付義務のある方
- 今年の4月1日現在、65歳以上で、昨年度途中の税額変更などにより特別徴収が停止し、年金所得に係る市・道民税を普通徴収(納付書や口座振替)で納めている方

年金特別徴収ができない方

- 65歳以上で公的年金所得がある方で、左記に該当するときは、特別徴収の対象になりません。(障害年金や遺族年金は非課税のため特別徴収の対象になりません)
- 各年金保険者の都合により特別徴収できないとき
- 介護保険料が公的年金から特別徴収されていないとき
- 今年1月1日以降、他市町村に転居したとき
- 特別徴収されるべき市・道民税の金額が公的年金から引ききれない

とき

- 6月以降に公的年金から差し引くべき税額が変更となったとき

納税通知書をご確認ください

今年6月中旬に送付している平成26年度市民税・道民税税額決定・納税通知書の「4ページ目」に、年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

なお、6月以降に税額変更などがあつた方には、新たに通知書を送付していますので、最新の通知書も併せてご確認ください。

税の申告はお済みですか

市・道民税の申告をしていない方で、市・道民税の計算に反映されていない控除(社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除など)がある場合は、申告により控除を追加・修正することができ、税額が少なくなることがあります。詳しくはお問い合わせください。

申告・問合せ先

市税務課市民税グループ

要予約

税金に関する個別相談

岩見沢税務署は、税金に関する「個別相談」を行っています。このうち、資産課税(相続税、贈与税、譲渡所得)に関する「個別相談」を下記のとおり行います。

日時 10月10日(金)・24日(金)、11月7日(金)・21日(金)、12月5日(金)・19日(金)

午前8時30分～午後5時

予約・問合せ先 電話で岩見沢税務署(2東4)へ ☎ 22局 0810

予約の際は、音声案内「2」を選択してください。

10月から自動車税の徴収を強化します

預貯金や給与など、財産の差押えを行います。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 空知総合振興局地域政策部納税課(8西5) ☎ 20局 0055